

兵庫県公報

令和2年3月27日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成10年兵庫県告示第28号（環境影響評価指針の策定）の一部改正（水大気課）	1
○兵庫県土地利用基本計画の変更（都市政策課）	5
○大規模開発及び取引事前指導要綱の一部を改正する告示（同）	5

告 示

兵庫県告示第378号

平成10年兵庫県告示第28号（環境影響評価指針の策定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

2(1)の表を次のように改める。

(1) 大気汚染、(2) 水質汚濁、(3) 土壌汚染、(4) 騒音・低周波音、(5) 振動、(6) 地盤沈下、(7) 悪臭、(8) 廃棄物等、(9) 地形・地質、(10) 陸生植物、(11) 陸生動物、(12) 水生生物、(13) 生態系、(14) 文化財、(15) 人と自然との触れ合い活動の場、(16) 景観、(17) 日照、(18) 地球温暖化、(19) オゾン層破壊、(20) 反射光、(21) 地盤、(22) (1)から(21)に掲げるもののほか、対象事業等ごとに特に知事が必要と認めるもの

3(3)サ(エ)中「工事の着手から施設等の供用後概ね3年程度までの期間」の右に「。ただし、太陽電池発電所については事業廃止後、必要な期間」を加える。

別表第1 環境の状況の款10の項調査方法の欄から12の項調査方法の欄までの規定中「特定外来生物等一覧」を「わが国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に改め、同表環境の状況の款14の項を次のように改める。

14 文化財	(1) 文化財の概況 (2) 郷土記念物の概況	(1) 文化財の概況 「文化財保護法」、「兵庫県文化財保護条例」及び「市町の文化財保護条例」に基づき指定されている文化財（有形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群保存地区）並びに登録文化財（以下「指定文化財等」という。）及び文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の概要について取りまとめる。 (2) 郷土記念物の概況 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき指定されている郷土記念物の状況について取りまとめる。
--------	----------------------------	---

別表第1 環境の状況の款17の項の次に次のように加える。

18 反射光	日照状況の概況、土地利用状況の概況	<p>「気象年報」、「理科年表」等により、日照の概要について取りまとめる。</p> <p>また、土地利用計画図、地形図や航空写真等により、周辺の状況（土地利用や建物等）について取りまとめる。</p>
19 地盤	土地の安定性の概況	<p>以下の各区域の指定状況等により、土地の安定性の概況について取りまとめる。</p> <p>(1) 「森林法」に基づく保安林</p> <p>(2) 「砂防法」に基づく砂防指定地</p> <p>(3) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(4) 「地すべり等防止法」に基づく地滑り防止区域</p> <p>(5) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</p> <p>(6) 「山地災害危険地区調査要領」に基づく山地災害危険地区</p> <p>(7) 「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域</p> <p>(8) 「総合治水条例」に基づく重要調整池</p> <p>(9) 「建築基準法」に基づく災害危険区域</p> <p>(10) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域</p> <p>(11) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく特定農業用ため池及び「ため池の保全等に関する条例」に基づく特定ため池</p> <p>(12) 「兵庫県CGハザードマップ」に基づく危険箇所</p>

別表第2 2の項調査方法の欄中「ダイオキシン類の環境基準について」の右に「(平成11年環境庁告示第68号)」を加え、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年5月24日付け環境庁水質保全局長通知)を「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」(平成29年3月9日付け環境省水・大気環境局長通知)に改め、「水質調査方法」の右に「(昭和46年9月30日付け環境庁水質保全局長通知)」を加え、同表3の項調査方法の欄中「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(平成24年8月環境省水・大気環境局土壌環境課)を「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)」(平成31年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)に改め、同表4の項調査方法の欄中「(平成10年環境庁告示第64号)」の右に「、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年環境省)」を加え、同表10の項調査項目の欄中「及びシダ植物」を「、シダ植物、蘚苔類及び菌類」に改め、同項調査方法の欄中「特定外来生物等一覧」を「わが国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に改め、同表11の項調査項目の欄中「は虫類・両生類」を「は虫類、両生類、陸産甲殻類」に改め、同項調査方法の欄中「特定外来生物等一覧」を「わが国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に改め、同表12の項調査項目の欄中「魚類」の右に「、甲殻類」を加え、同項調査方法の欄中「特定外来生物等一覧」を「わが国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に改め、同表17の項の次に次のように加える。

18 反射光	(1) 日照の状況 昼間・日照時間 (2) 土地利用の状況 既存建築物等の状況	調査期間は、年間の状況を把握できる期間とし、適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯を含むものとする。 頻度は、事業の特性、立地や周辺の状況等を勘案して設定する。	事業の実施により、反射光の影響を及ぼすと予想される範囲を含む地域 なお、病院、学校や住宅等の影響を受けやすい場所については、詳細な資料が得られるように設定するものとする。	「理科年表」等の既存資料や現地調査により、調査時における太陽光の入射角や日照時間について把握する。 現地踏査、航空写真、地形図等により、事業予定地の周辺で影響が予想される地点を選定し、把握した情報を整理・解析する。
19 地盤	土地の安定性 (1) 地盤状況・地盤環境 (2) 安定性	土地の安定性の状況が把握できる期間及び頻度とする。	事業の実施により、土地の安定性が変化すると予測される範囲を含む地域	現地踏査(資料調査結果との照合、法面・盛土の状況、雨水・湧水、土砂流出の有無)、ボーリング、原位置試験、サンプリング、室内土質試験により行う。

別表第3 8の項予測の対象時期の欄(2)の次に次のように加える。

(3) 事業終了時

別表第3 8の項予測方法の欄(2)の次に次のように加える。

(3) 事業終了時

発生する廃棄物の量及び性状をもとに、できる限り定量的に予測する。

別表第3 12の項予測項目の欄及び予測方法の欄中「干潟」の右に「、ため池、湿地」を加え、同表19の項の次に次のように加える。

20 反射光	(1) 夏至、冬至、春・秋分における反射光の影響範囲、時刻及び時間数 (2) 反射光の影響を受けやすい場所における反射光の影響を受ける時刻や時間数等の状況の変化の程度	存在・供用	(1) 予測範囲 調査地域に準ずる。 (2) 予測地点 調査地域に準ずる。 なお、反射光の影響を受けやすい場所は、計画地周辺の地形を考慮して選定する。	将来の土地利用及び植生の状況を予測の上、反射光の反射角と方位を計算し、反射光が保全対象に届く時刻や時間等を予測する。
--------	--	-------	---	--

21 地盤	土地の安定性 (1) 地盤状況・地盤環境に及ぼす影響 (2) 安定性の変化の程度	(1) 工事 (2) 存在・供用	調査地域に準ずる。	(1) 地盤状況・地盤環境に及ぼす影響 類似事例の調査もしくは既存事例の引用又は解析により、地盤状況・地盤環境に及ぼす影響について定性的に予測する。 (2) 安定性の程度 斜面安定解析等の土質工学的手法によりできる限り定量的に予測する。
-------	--	---------------------	-----------	---

別表第4 4の項評価等における留意点の欄を次のように改める。

<p>評価に当たっては、次のことを確認すること。</p> <p>(1) 敷地境界における騒音レベルが、「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に定める規制基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 風力発電所については、以下の規制基準及び指針値に適合するものであること。</p> <p>① 「環境の保全と創造に関する条例」に定める規制基準</p> <p>② 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月26日付け環境省水・大気環境局長通知)に定める指針値</p> <p>(3) 現状が環境基準を達成していない場合にあつては、寄与の程度及び今後の国・県等の環境基準達成のための施策を勧奨し、環境基準の達成に支障がないこと。</p> <p>(4) 低周波音について、周辺環境への影響を抑制するよう、環境保全対策について配慮がなされていること。「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月)での参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値などとして策定したものでなく、このような利用がされていないこと。</p>
--

別表第4 8の項評価等における留意点の欄(2)の次に次のように加える。

- (3) 太陽電池発電所にあつては、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に定める太陽光発電施設の設置等に関する基準(4 太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項)に適合すること。
- 別表第4 10の項評価等における留意点の欄から12の項評価等における留意点の欄までの規定中「対策が図られている」を「対策が図られ、排除・抑制されている」に改め、同表16の項環境保全目標の欄中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改め、同表19の項の次に次のように加える。

20 反射光	地域住民の日常生活において支障がないこと。	配置・形状等の検討や対策により、影響の回避・低減措置が配慮されているかどうかを評価すること。
--------	-----------------------	--

21 地盤	土地の安定性に支障を生じないこと。	評価に当たっては、次のことを確認すること。 (1) 「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に定める太陽光発電施設の設置等に関する基準（2 太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項）等、法令、条例等の基準に適合すること。 (2) ハザードマップにより洪水、土砂災害等の自然災害による被害を予測する等、土砂流出や崩壊等を生じない対策が講じられ、その機能の保持が図られていること。
-------	-------------------	--



兵庫県告示第379号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室、各県民局土木事務所まちづくり建築課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更に係る事項
兵庫県土地利用基本計画図の一部の変更
- 2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市町
農業地域	淡路市の一部
森林地域	神戸市、相生市、宝塚市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、多可郡多可町の各一部



兵庫県告示第380号

大規模開発及び取引事前指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

大規模開発及び取引事前指導要綱の一部を改正する告示

大規模開発及び取引事前指導要綱（昭和50年兵庫県告示第185号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第15号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 植林・保全活動等計画書

第4条の2第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 森林伐採に対する植林等の代替措置の必要性

第5条第3項中「当たり、」の右に「森林伐採に対する植林等の代替措置を講ずることその他の」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。